相続法が改正されました

～預貯金の仮払が可能になります～

相続法が改正され、亡くなった時に、相続人が一定金額の預貯金の仮払いをうけることができるようになりました（改正民法九〇九条の二）。改正前は、最高裁平成二八年一二月一九日決定によって預貯金も遺産分割の対象になると判断されたことから、亡くなった後に、各相続人が単独で金融機関に対して自己の持ち分の預貯金債権の払い戻しを求めることができませんでした。これでは、亡くなった方の預貯金から葬儀費用や債務（病院代や携帯電話代なども含まれます）を支払うことができませんでした。

そこで、改正相続法では、遺産分割協議や調停が成立する前であっても、各相続人が単独で遺産の中から仮払いを受けることができるようになりました。仮払いを受けた分は、後で遺産分割協議の段階で精算します。金融機関から直接仮払いを受ける方法と、裁判所に仮払いを申し立てる方法があります。

金融機関に仮払いを求める場合は、相続開始時の預貯金額の三分の一に法定相続分をかけた金額が限度になります。また、一つの金融機関に請求できる金額は法務省令で定める金額（現在のところ一五〇万円、平成三〇年法務省令第二九号）が限度とされています。

裁判所に仮払いを求める場合は、預貯金債権の法定相続分全額の仮払いを受けることができますが、仮払いを求める理由の説明が必要になりますし、遺産分割調停ないし審判を申し立ててさらに仮払いの申立てをする必要があるなど、手間と時間がかかります。

今回仮払いが認められたことで、生前の出金によるトラブルを避け、一部の相続人の負担を軽減することができる見込みです。

さらに詳しく知りたい方は私どもまでお気軽にご相談ください。

弁護士　緒方　蘭

事務所HPで相続法特設サイトを開設しました。

カネボウ美白化粧品白斑被害者事件が解決

会社　お詫びと再発防止に努めると表明

カネボウは、二〇一三年七月四日、製造・販売していた「ロドデノール」の配合された美白製品を使った顧客に肌がまだらに白くなる白斑様症状が確認されたとして、製品を自主回収することを公表しました。被害者は全国で二万人とも言われ、きれいになりたいという気持ちから製品を使用したにもかかわらず、それによって肌に白斑被害を負うという前代未聞の事件となりました。

東京では、同年一〇月に、カネボウ美白化粧品白斑被害救済東京弁護団が結成され、私も弁護団の一員として活動してきました。

弁護団は、カネボウを被告として、二〇一五年四月に第一次訴訟（原告二七名）、同年七月に第二次訴訟（原告一三名）を提起し、東京地方裁判所で審理が続けられてきました。訴訟では、カネボウが「ロドデノール」によって白斑被害が生じることを予見できたか否か（予見可能性）が主な争点となり、弁護団は、国内外の文献を証拠提出するなど訴訟活動に取り組んできました。

二〇一八年一二月一七日、訴訟手続きを調停手続きに移行させたうえで、原告三九名全員（一名は途中で訴えを取下げ）とカネボウとの間で調停が成立しました。具体的な内容は、非開示条項が設けられているため開示することができませんが、カネボウは、調停条項で「本件化粧品を使用された申立人に白斑様症状が生じたことについて深く反省し、肌に直接触れる製品をお届けするメーカーとしての責任を重く受け止め、心よりお詫びするとともに、再発防止に努める。」ことを表明しました。これまで、カネボウに対して、謝罪と誠意ある対応を求めて活動してきたので、訴訟活動によって一定の成果を得られたと考えています。

製品による事故や被害は、残念ながら、本件に限らず起こっています。しかしながら、企業と消費者との間には情報格差や経済格差等があり、事故原因や責任を明らかにすることが難しいケースも少なくありません。そのような事故によって、被害者の方が泣き寝入りすることのないよう、引き続き、活動に取り組んでいきたいと思います。

弁護士　樋谷　賢一

講演会『いまの税の使い方は公正か？』を開催しました

六月二〇日、東京都永田町にある全国町村会館で、当事務所主催講演会『いまの税の使い方は公正か？』を開催しました。講師には、経済ジャーナリストの荻原博子さんと、安保関連法に反対するママの会の発起人である西郷南海子さんをお招きしました。当日は一〇〇名を超える方にご参加いただきました。

今年秋から消費税が10％へと増税されると報道されているなか、改めて、本当に消費税を増税する必要があるのか、そもそも税金は何にどれくらい使われているのか、税金は本当は何にどれくらい使うべきなのか、税金の使い道はどのように決めるべきなのか、などについて、講師のお二人にお話いただきました。

参加者からは、税金の使い道について国民が主体的に決めていかなければいけないということがわかったなどの感想をいただきました。

当事務所では、今後も経済や社会の仕組みをわかりやすく、考えるきっかけになる集会を企画していきますので、次回も是非ご参加ください。

弁護士　久保田明人

右往左往

■東京弁護士会の役員（監事）になりました

日本最大の弁護士会である東京弁護士会は、会員数約八五〇〇名と大所帯です。監事はその財務チェックを担うのですが、弁護士会の使命である「社会正義の実現と人権擁護」を全うしようとすれば、どうしても支出が大きくなりがちです。財政を健全に保ちつつ、弁護士の使命を果たしていくにはどうすればいいか。食べ盛りの子どもたちに伸び伸びと成長してほしいと思いつつ、家計簿を見てため息をつく。そんな母の心境ですが、一年間頑張ります。

弁護士　加納　小百合

二〇一九年度は東京弁護士会の役員（監事）に就任いたしました。

■東京弁護士会常議員に就任しました

当事務所の弁護士・樋谷賢一が、今春、所属弁護士会である東京弁護士会の常議員に就任しました。任期は一年です。どうぞよろしくお願いいたします。

ニューフェイス

今年度四月に事務局員として入所しました渡島徹と申します。一九五一年創立で長年市民のためにあらゆる事件に取り組んで来られた事務所の一員となり大変うれしく思います。

その分、仕事はもちろんのこと日々の活動も大変な部分がありますが、皆さんと一緒に誠実に取り組んでいきたいと思っています。

どうぞよろしくお願いします。

事務局の長野桂子と申します。

法律事務の仕事は初めてで、たくさん迷惑をかけておりますが個性的な先輩・先生方にいろいろと教えてもらいながら日々学ばせていただいております。

未熟ではありますが、努力してまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

「毎日」法律相談

【相談時間】
平　日　午前10時～午後１時
　　午後４時～７時
土曜日　午前10時～午後１時
【相談料】
30分ごとに5000円（消費税別）
【ご予約】
下記番号にお電話ください。
お電話いただいた当日にご相談をお受けすることも可能です。

電話　03-3586-3651